## 実務修習業務規程施行細則改正 新旧対照条文(改正部分は下線)

業務執行理事会は、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会実務修習業務規程第50条の規定に基づき、実務修習業務規程施行細則を次のように定める。  (実務修習業務を行う時間及び休日) 第2条 規程第4条第2項に規定する実施方法は次のとおりとする。  一 講義は、本会があらかじめ指定した期間において実施する。 二 基本演習は、4段階に分けて、それぞれ次に定める段階ごとに、当該各号で定める日数(土曜日、日曜日又は祝日を含めることができる。)及び実施時期により年間延べ10日にわたり実施する。 イ 第一段階 3日間 概ね4月 ロ 第二段階 2日間 概ね5月 ハ 第三段階 3日間 概ね8月 ニ 第四段階 2日間 概ね9月	i方法は次のとおりとする。	
に基づき、実務修習業務規程施行細則を次のように定める。  (実務修習業務を行う時間及び休日) 第2条 規程第4条第2項に規定する実施方法は次のとおりとする。 一 講義は、本会があらかじめ指定した期間において実施する。 二 基本演習は、4段階に分けて、それぞれ次に定める段階ごとに、当該各号で定める日数(土曜日、日曜日又は祝日を含めることができる。)及び実施時期により年間延べ10日にわたり実施する。 イ 第一段階 3日間 概ね4月 第二段階 2日間 概ね5月 第二段階 3日間 概ね5月 第二段階 3日間 概ね5月 第三段階 3日間 概ね9月	のように定める。 近方法は次のとおりとする。 期間において実施する。 ぞれ次に定める段階ごとに、当該各号で定める日数(土	
第2条 規程第4条第2項に規定する実施方法は次のとおりとする。	期間において実施する。 ぞれ次に定める段階ごとに、当該各号で定める日数(土	
年 12 月 1 日からその翌年 2 月末日までの間において、土曜日、日曜日又は祝日を含めて実	業内容に応じて定められた就業規則等に従い、あらか。 第二号及び第三号に規定する修了考査は、原則として毎 までの間において、土曜日、日曜日又は祝日を含めて実 る修了考査は、原則として毎年4月1日から5月31日 は祝日を含めて実施することができるものとする。	の特性に鑑み、指導に必要な実施日数を確保したうえで、全段階の延べ日数は変更しないよう改正する。

## 実務修習業務規程施行細則

現行細則(抜粋)

(料金の納入期日及び納入方法)

- 第5条 規程第10条第8項に規定する料金の納入期日及び納入方法は、次の各号に定めるとおりとする。
- 一 実務修習の受講申込みに当たって納入する料金の納入期日及び納入方法

課程	納入期日	納 入 方 法
講義	実務修習期間開始日の 7 日前	本会の指定口座に振り込む
	(注) ただし、規程第32条の規定に	
基本演習	基づき実地演習における一部の演	本会の指定口座に振り込む
実地演習	習を履修したものとする取扱いの	本会の指定口座に振り込む
(審査料)	適用を受けようとする申込者につ	
	いては、実務修習期間開始日の30	
	日前。	
実地演習	実地演習実施機関が指定する日	実地演習実施機関が指定す
(受講料)		る方法
修了考査	修了考査開始日の7日前	本会の指定口座に振り込む

- 備考: 1 本会の指定口座に振り込む料金は、修了考査に係る料金を除き、上表の納入期日の欄に定める期日までに一括して振り込むものとする。
  - 2 振込手数料は、すべて申込者の負担とし、一旦納入した料金は、原則として返還しない。

ただし、講義、基本演習、実地演習のいずれかの課程若しくは全部について、当該開始日までに受講の取消しを申し出た場合又は受講開始日から実務修習期間の終わる日までにおいて、講義、基本演習、実地演習のいずれかの課程若しくは全部について、すべて受講しなかった場合には、当該課程の料金に限り全額返還する(振込手数料を控除した額を修習生の指定口座に振り込む)。

二 規程第30条第1項の規定に基づき実務修習期間内に再履修する場合に当たって納入する料金の納入期日及び納入方法

課程	納入期日	納入方法
実地演習	別表第2の期間内再履修時履修	本会の指定口座に振り込む
(審査料)	期限の欄に定める期日の7日	
	前	
実地演習	実地演習実施機関が指定する	実地演習実施機関が指定する
(受講料)	日	方法

備考: 振込手数料は、すべて修習生の負担とし、一旦納入した料金は、原則として返還 しない。 (料金の納入期日及び納入方法)

第5条 規程第10条第8項に規定する料金の納入期日及び納入方法は、<u>原則として、</u>次の各号に定めるとおりとする。

改正細則 (抜粋)

一 実務修習の受講申込みに当たって納入する料金の納入期日及び納入方法

課	程	納入期日	納 入 方 法
講義		実務修習期間開始日の 10 日前	本会の指定口座に振り込む
		(注) ただし、規程第32条の規定に	
基本演習		基づき実地演習における一部の演	本会の指定口座に振り込む
実地演習		習を履修したものとする取扱いの	本会の指定口座に振り込む
(審査料)		適用を受けようとする申込者につ	
		いては、実務修習期間開始日の30	
		日前。	
実地演習		実地演習実施機関が指定する日	実地演習実施機関が指定す
(受講料)			る方法
修了考査		修了考査開始日の7日前	本会の指定口座に振り込む

- 備考: 1 本会の指定口座に振り込む料金は、修了考査に係る料金を除き、上表の納入期日の欄に定める期日までに一括して振り込むものとする。
  - 2 振込手数料は、すべて申込者の負担とし、一旦納入した料金は、原則として返還しない。

ただし、講義、基本演習、実地演習のいずれかの課程若しくは全部について、当該開始日までに受講の取消しを申し出た場合又は受講開始日から実務修習期間の終わる日までにおいて、講義、基本演習、実地演習のいずれかの課程若しくは全部について、すべて受講しなかった場合には、当該課程の料金に限り全額返還する(振込手数料を控除した額を修習生の指定口座に振り込む)。

二 規程第30条第1項の規定に基づき実務修習期間内に再履修する場合に当たって納入する料金の納入期日及び納入方法

課	程	納入期日	納 入 方 法
実地演習		別表第2の期間内再履修時履修	本会の指定口座に振り込む
(審査料)		期限の欄に定める期日の7日	
		前	
実地演習		実地演習実施機関が指定する	実地演習実施機関が指定する
(受講料)		日	方法

備考: 振込手数料は、すべて修習生の負担とし、一旦納入した料金は、原則として返還 しない。

・5条一号…実務修習期間の開始に先立って、納入後に行う数材発送等の事務処理の都合上、納入期日を変更する。

備考

三 規程第31条第2項の規定に基づき実務修習期間を延長する場合に当たって納入する料金の納入期日及び納入方法

課程	納 入 期 日	納 入 方 法
講義	当初申請の実務修習期間終了	本会の指定口座に振り込む
基本演習	年の11月末日	本会の指定口座に振り込む
実地演習	当初申請の実務修習期間終了	実地演習実施機関が指定する
(審査料)	年の12月末日	方法
実地演習	実地演習実施機関が指定する	実地演習実施機関が指定する
(受講料)	日	方法

備考: 振込手数料は、すべて修習生の負担とし、一旦納入した料金は、原則として返還 しない。

四 第二号の規定は、第20条第5項及び第6項の規定による審査の結果、同項に規定する実務経験を有すると認められなかった場合に準用する。この場合、第二号に掲げる表において納入期日の欄中「期間内再履修時履修期限の欄」とあるのは、「当初期間履修期限の欄」と 読み替えるものとする。

(実務修習期間の延長に関して必要な事項)

- 第18条 規程第31条第3項に規定する実務修習期間の延長に関して必要な事項については、次の各号に規定するものとする。
- 一 実務修習期間の延長を希望する修習生は、延長前の実務修習期間の末日の 30 日前から末日まで又は実地演習の最終回の審査結果の通知が到着してから 14 日以内に、様式 14 により 実務修習期間延長申請書を本会に申請しなければならない。
- 二 延長できる期間は、延長前の期間の期末の翌日から1年又は2年とする。
- 三 延長が認められた修習生は、延長後の実務修習期間において、講義又は基本演習の修得が確認されていない場合は当該単元の履修及び修得が確認されていない実地演習の履修をしなければならない。
- 四 延長後の実地演習においては、修得が確認されていない課題の件数(物件調査実地演習は一式を1件と数える)を、第16条第十八号の規定による提出期限の各回に均等配分して履修するものとし、配分に余りが出た場合は、その件数を、早い期限の回から1件ずつ割り振るものとする。
- 五 第 16 条第十九号の規定は、第一号の規定に基づき実務修習期間を延長した者について準用する。
- 六 前条の規定は、修習生が第一号の規定により実務修習期間を延長した場合について準用する。この場合、同条第一号及び第二号中「期間内」とあるのは、「延長期間内」と、別表第2 中「実務修習期間」とあるのは「実務修習延長期間」と読み替えるものとする。

三 規程第31条第2項の規定に基づき実務修習期間を延長する場合に当たって納入する料金の納入期日及び納入方法

課程	納入期日	納 入 方 法
講義	当初申請の実務修習期間終了	本会の指定口座に振り込む
基本演習	年の11月末日	本会の指定口座に振り込む
実地演習	当初申請の実務修習期間終了	実地演習実施機関が指定する
(審査料)	年の12月末日	方法
実地演習	実地演習実施機関が指定する	実地演習実施機関が指定する
(受講料)	日	方法

備考: 振込手数料は、すべて修習生の負担とし、一旦納入した料金は、原則として返還 しない。

四 第二号の規定は、第20条第5項及び第6項の規定による審査の結果、同項に規定する実務経験を有すると認められなかった場合に準用する。この場合、第二号に掲げる表において納入期日の欄中「期間内再履修時履修期限の欄」とあるのは、「当初期間履修期限の欄」と 読み替えるものとする。

(実務修習期間の延長に関して必要な事項)

- 第18条 規程第31条第3項に規定する実務修習期間の延長に関して必要な事項については、次の各号に規定するものとする。
- 一 実務修習期間の延長を希望する修習生は、延長前の実務修習期間の末日の 30 日前から末日まで又は実地演習の最終回の審査結果の通知が到着してから 14 日以内に、様式 14 により 実務修習期間延長申請書を本会に申請しなければならない。
- 二 延長できる期間は、延長前の期間の期末の翌日から1年又は2年とする。
- 三 延長が認められた修習生は、延長後の実務修習期間において、講義又は基本演習の修得が確認されていない場合は当該単元の履修及び修得が確認されていない実地演習の履修をしなければならない。
- 四 延長後の実地演習においては、修得が確認されていない課題の件数(物件調査実地演習は一式を1件と数える)を、第16条第十八号の規定による提出期限の各回<u>(延長期間を1年とした場合は、10月末日を提出期限とする最終回を除く)</u>に均等配分して履修するものとし、配分に余りが出た場合は、その件数を、早い期限の回から1件ずつ割り振るものとする。
- 五 第 16 条第十九号の規定は、第一号の規定に基づき実務修習期間を延長した者について準 用する。
- 六 前条の規定は、修習生が第一号の規定により実務修習期間を延長した場合について準用する。この場合、同条第一号及び第二号中「期間内」とあるのは、「延長期間内」と、別表第2 中「実務修習期間」とあるのは「実務修習延長期間」と読み替えるものとする。

・18条四号…延長期間を1年 とした場合、現行規定での課 題の割り振り方において、 10月末日を提出期限とする 最終回に割り振られた課題 が非認定となったときは、再 履修の救済措置がなく、実務 修習終了の取扱いとなる。

救済の機会を確保するため、延長後の実地演習における課題の割り振り方を改正する。具体的には、3月末

## 実務修習業務規程施行細則

現行細則(抜粋)	改正細則(抜粋)	備考
		日及び 7 月末日を提出期限
		とする回に割り振り、この
		回で非認定となった課題に
		ついて、10 月末日を提出其
		限とする回に再履修できる
		こととする。
		【参考】
		第16条十八号
		修習生による第九号に規定する
		物件調査実地演習報告書及び第
		五号に規定する一般実地演習報
		書の提出並びに実地演習実施機
		による規程第 28 条に規定する
		地演習の実施状況の報告は、物
		調査実地演習については、12月
		日までに 2 件一式を提出するも
		とし、一般実地演習については
		必須件数13件につき別表第2に
		げる実務修習期間の区分に応じ
		表の当初期間履修期限の欄に定
		る期日までに同表の当初期間提
		件数の欄に定める件数をそれぞ
		提出するものとする。
	<u>附</u> 則(平成 30 年 7 月 18 日一部改正)	
	改正後の細則は、平成 30 年 12 月 1 日以降に実施される実務修習を新たに受講する者に	
	いて適用する。ただし、第18条第四号の規定は、同日前に実施されている実務修習を受講	
	ている者について、改正後の規定を適用する。	